

令和6年度厚生事業の概要について

I 特定健康診査・特定保健指導等（国の健康増進政策）

令和6年度から第4期特定健康診査・特定保健指導が開始されることに伴い、厚生労働大臣の定める特定健康診査等基本指針（一部改正）において定められた、第4期最終年度（令和11年度）、保険者別の目標値（公立学校共済組合の目標値）である、特定健康診査90%、特定保健指導60%を当支部においても達成を目指します。

II 健診事業

1 人間ドック

宿泊ドック、脳ドック、へき地2級地以上の組合員の人間ドック補助について、次のとおり変更します。

なお、令和6年度は経過措置を設けます。

健診内容	令和6年度変更点	令和6年度経過措置
宿泊ドック	指定年齢60歳	39歳、47歳、55歳も可
脳ドック	廃止	宿泊ドック又は日帰りドック指定年齢は選択可
へき地2級地以上の組合員の人間ドック補助	60歳のみ宿泊ドック補助、その他の年齢は日帰り人間ドック補助	宿泊ドック、日帰りドック、脳ドックから選択可

その他次の事業は廃止します。（経過措置なし）

- (1) 夜間定時制高等学校に専任で勤務する組合員への若年者生活習慣病予防健診の補助（人間ドック指定年齢者を除く）
- (2) 早期退職予定者への人間ドック補助
- (3) 関東中央病院の人間ドック受診に係る前泊泊宿泊料金補助

2 女性検診（子宮頸がん検診、乳がん検診）

厚生労働省指針及び国立がん研究センターガイドライン等を踏まえ次のとおり変更します。

なお、超音波検査についてはエビデンスが得られていないため、39歳以下の組合員については、がん検診について熟知したうえで希望する者は対象とします。

また、令和6年度は経過措置を設けます。

検診項目	令和6年度変更点	令和6年度経過措置
子宮頸がん検診	20歳以上の奇数年齢者へ実施	偶数年齢者の希望者のうち、前年度未受診者は可
乳がん検診 [マンモグラフィ]	マンモグラフィ検査を40歳以上の奇数年齢者へ実施	40歳以上の偶数年齢者の希望者のうち、前年度未受診者は可
乳がん検診 [超音波検査]	20歳から39歳以下の奇数年齢者のうち希望者へ実施	20歳以上39歳以下の偶数年齢者の希望者のうち、前年度未受診者は可（集団検診のみ可）

Ⅲ 健康づくり事業

1 健康管理啓発事業

出張健康講座は直営病院の専門家に協力いただき、幅広い分野にて実施します。
その他、RIZAPによるリラックス健康講座、ウォーキンググランプリなど、利便性の高い事業を実施していきます。

2 メンタルヘルス事業

一日相談所を廃止します。

3 健康相談事業

本部健康相談事業において、LINEによるメンタルヘルス相談を令和5年12月から開始。東海中央病院のみではなく、関東中央病院のオンラインメンタルヘルス相談の追加実施を行います。その他の相談事業を含め広報につとめます。

Ⅳ 一般事業

1 教職員等生涯生活設計セミナー(ライフプランセミナー)

動画の配信を行います。